

「特措法」期限切れ前に今国会で成立をねらう「派兵恒久法案」 いつでも、どこでも、自衛隊を海外派兵に…

これまでの「特措法」は個別の戦争ごとに自衛隊派兵を正当化する法律でした。しかし、この「特措法」が「期限切れ」になることから、個別の戦争ごとに法律をつくるのではなく、必要に応じて、「いつでも、どこでも、自衛隊を海外派兵できる」法案を国会で成立させようとするねらいが強まっています。

すでに、自民党政務調査会国防部会・防衛政策検討小委員会（委員長：石破茂＝現防衛大臣）が「国際平和協力法案」という名前の「派兵恒久法案」をまとめ、これをベースに「与党プロジェクトチーム」での検討が急ピッチで進められています。当初は秋の臨時国会への上程・成立をめざしていましたが、与党内の調整がすすまず6月20日に「中間報告」を発表という段階に止まっています。



●自衛隊イラク派兵は憲法違反と判決。（名古屋高裁・4月17日）

自衛隊のイラク派兵、「9条に違反」と名古屋高裁で判決！

自衛隊海外派兵恒久法をめぐる動き

・2006年8月

自民党国防部会・防衛政策検討小委員会（委員長：石破茂防衛大臣）が「国際平和協力法案」という名前の「派兵恒久法案」をまとめ。

・2008年2月13日

自民党は「国防・外交・内閣」の合同部会の初会合開催。「自衛隊海外派兵恒久法」制定の検討を開始。

・2008年3月10日

訪米中の自民党・深谷隆司衆院テロ防止特別委員長が記者会見。秋の臨時国会に法案提出・成立をめざす考えを表明。

・2008年4月10日

自民党「海外派兵恒久法制定に向けたプロジェクトチーム（PT）」の初会合。今国会での法案提出をめざす。

・2008年6月20日

自民党「海外派兵恒久法制定に向けたプロジェクトチーム」「中間報告」発表。臨時国会で法案とりまとめ、09年通常国会での法案提出をめざす。

●期限切れを迎える「特措法」

09年1月15日 「新テロ特措法」

09年7月31日 「イラク特措法」

これは、7000を超える「9条の会」の全国各地でのひろがり、イラク訴訟名古屋高裁判決等にも示されるように、「憲法を守り生かせ」という広範な世論との矛盾が激しくなっているからです。

また、政府は6月8日、アフガニスタンへ調査団を派遣しました。その目的は「ISAFのための物資輸送の拠点候補地の調査」です。海上補給からさらにアフガニスタン陸上作戦支援もめざしているのです。

「海外派兵恒久法」は、これまで自民党政府さえ憲法9条違反としてきた「**集団的自衛権の行使**」に明白に踏み込んでおり、事実上の憲法9条改悪という極めて重大な内容です。

07年の参議院選挙の結果、明文改憲が少し困難になったことから、**究極の憲法9条解釈改憲**として「海外派兵恒久化・武力行使法案」が登場してきているのです。こんな危険な法案の国会上程を絶対に許してはなりません。

さらに、民主党が自民党の議論に乗る危険性が極めて高い現実を直視しなければなりません。

民主党は、06年12月「政権政策の基本方針」で、「国連決議があれば経済制裁や武力行使を含めた行動に参加する」としていることや、この間の『世界』（07年11月号・小澤論文）、07年秋～年末の福田・小澤の「大連立」協議のドタバタ劇などを見れば明らかです。民主党が07年12月21日臨時国会に提出した「対案」の25条では、「海外派兵恒久化法」の速やかな整備を要求しています。

「武器使用」の要件も緩和に、「小型武器」の使用限定もはずし、重武装化にいつでも、どこでも海外派兵、本格的な武力行使へ



これまでの個別特措法との違いは、①期間の限定がないこと、②派兵対象地域の限定がないこと、そして、③武器使用の要件を大幅に緩和していることです。つまり、いつ

でもどこでも、外国で簡単に武器使用ができるということです。

これまでの個別の特措法のレベルをはるかに超え、「支援」とどまらず、武力行使に発展する危険が常にある「安全確保活動」（紛争地域での治安維持活動）、あるいは「警護活動」や「停戦監視活動」、従来より強化された「船舶検査活動」に自衛隊が「部隊」として従事します。

これまでの「特措法」では、「正当防衛」に当たる場合しか人を殺傷してはならないとされ、使用武器も「小型」に限定されてきました。これは憲法9条に基く辛うじての「歯止め」でした。

しかし「海外派兵恒久化・武力行使法案」では、武器使用については「小型武器」の限定を外し、しかも、「正当防衛」に当たらない場合でも人を殺傷することを認めています。現場にいる外国軍隊と一緒に武器使用することも可能です。また、相手方からの先制攻撃がなくても武器使用ができます。

またデモなどで抗議する民衆に自衛隊が発砲することも現実化します。

「派兵恒久法」制定を要求する震源地は？やっぱりアメリカです！

05年10月の「在日米軍再編中間報告」で「国際的な安全保障環境改善」を口実に、米国と日本が海外の共同作戦態勢で「実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる」ことに合意しました。

「アーミテージ第2次報告」（07年2月16日）

「派兵恒久法」を早くつくれと露骨に日本に要求しています。背景には、アフガニスタンでもイラクでもアメリカが泥沼に陥っている状況があります。日本の自衛隊がアメリカと一緒に恒常的に海外で武力行使ができるようにせよとの強い衝動が働いています。



広範な世論で「派兵恒久法」国会上程の阻止を！

民主党が07年12月21日臨時国会に提出し、通常国会への「継続審議」となっていた「対案」は、08年6月19日の衆院テロ・イラク特別委員会では、なんと民主党は継続審議に「反対」しました。しかるに6月20日の衆院本会議では自民党・公明党・民主党・国民新党の賛成多数で「継続審議」が決定（日本共産党・社民党は反対）という奇妙な経過をたどっています。こうした民主党の動搖的な態度は、同党が世論の動向に強く影響されることを意味しています。

公明党も、いまのところ自民党の議論には完全には乗っていません。

従って、来年の通常国会前に「海外派兵恒久化・武力行使法」国会上程反対の圧倒的世論を形成すれば勝利の展望は開けます。

★直ちに学習会を！そして宣伝を！

職場や地域で学習会を無数に開き「海外派兵恒久化・武力行使法」の危険な内容を学びましょう！そして集会・チラシ配布・街頭宣伝など、広く国民に危険な内容を知らせる活動にたちあがりましょう！憲法会議では、学習会の講師派遣に応じます。